

災害共済給付における海外研修、海外実習などの給付上の取扱いについて

このことについては、平成29年4月25日付け日ス振学災第6号により取り扱ってきたところであるが、同取扱いを廃止し、新たに下記のとおり取扱いを定める。

なお、この取扱いは、令和2年4月1日以降に発生した災害について適用する。

記

災害共済給付に係る児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の海外研修、海外実習等（以下「海外研修等」という。）については、学校の教育活動として教科等の一部に位置付けて実施される場合、課外指導の一環として実施される場合など、多様な実施形態が見受けられるものであるが、近年のグローバルな人材育成を推進していく国の方針等の動向や海外研修等を実施する学校が増加していることに鑑み、学校が編成した教育課程又は学校の教育計画に基づき教師の適切な監督指導の下に実施される海外研修等については、「学校の管理下」とする。この場合、「学校の管理下」となるか否かの判定は、国内で実施される研修等と同様であること（実施に当たって国内と同様の旅行経路、交通機関、現地の状況等についての現地調査の実施、引率体制等の充実、万一の事故発生等緊急時の連絡体制及び医療体制等の点検等がなされ、安全に十分に配慮されているなど、安全管理体制が整備されていること。）に留意する必要がある。

ただし、海外留学については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第93条第2項の規定により、外国の高等学校等における履修を自校における履修とみなし、単位の修得を認定できる場合も見受けられるが、留学している児童生徒等の安全管理について、国内と同様の安全管理体制を整備することは困難と思慮されることから、センターの災害共済給付上の「学校の管理下」とはならない。